



宮 崎 県 公 報

令和4年3月24日(木曜日) 第 291 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則……………(砂防課) 1

告 示

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1
○道路の占用を制限する区域の指定……………(") 2

公 告

○第13次鳥獣保護管理事業計画の策定……………(自然環境課) 2
○第二種特定鳥獣管理計画の公表……………(") 2

頁

○技能検定(前期)の実施……………(雇用労働政策課) 2
○技能検定(随時実施2級)の実施……………(") 4
○技能検定(随時実施3級)の実施……………(") 5
○技能検定(基礎級)の実施……………(") 6
○飼料の検査結果の概要の公表……………(畜産振興課) 7
○公共測量の終了の通知……………(管理課) 8
病院局企業管理規程
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………8
○病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………9

規 則

地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

地すべり等防止法施行細則の一部を改正する規則

地すべり等防止法施行細則(昭和58年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式第1号中「㊤」を削り、同様式の備考を削る。
- 別記様式第2号中「㊤」を削り、同様式の備考を削る。
- 別記様式第3号中「㊤」を削り、同様式備考中3を削る。
- 別記様式第4号中「㊤」を削り、同様式備考中3を削る。
- 別記様式第5号中「㊤」を削り、同様式の備考を削る。
- 別記様式第6号中「㊤」を削り、同様式備考中3を削る。
- 別記様式第7号中「㊤」を削り、同様式の備考を削る。
- 別記様式第8号中「㊤」を削り、同様式の備考を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の地すべり等防止法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 190号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年3月24日から同年4月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	327号	日向市東郷町山陰字切瀬丙 606番	旧	12.3~30.6	455.4
			12地先から同市同町山陰字前坂丙	新	15.2~70.8	446.2

737番 1 地
先まで

宮崎県告示第 191号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 24 日から同年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市東郷町山陰字切瀬丙 606番12地 先から同市同町山陰字前坂丙 737番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 4 月 8 日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第 4 条第 1 項の規定により、第13次鳥獣保護管理事業計画を定めた。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第 7 条の 2 第 1 項の規定により、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルに係る宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を定めた。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第 2 項の規定により、令和 4 年度技能検定試験(前期)を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種(作業)

- (1) 1 級及び 2 級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3 級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業)

2 実施等級等

1 級、2 級、3 級及び単一等級(各等級の実施職種は、1 のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和 4 年 6 月 7 日(火曜日)から令和 4 年 9 月 11 日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

(ア) 実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 18,200円

ただし、次の(イ)から(ウ)までに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。

(イ) 技能検定 2 級又は 3 級の实技試験を受けようとする 25 歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 3 19 号)別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)に掲げる者を除く。)であって、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者(以下「雇用保険被保険者」という。)であるものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 9,200円

(ウ) 技能検定 3 級の实技試験を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力

開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。（㉔）において同じ。）であって、（㉔）に掲げる者以外のものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 12,100円

㉔ 技能検定3級の実技試験を受けようとする25歳未満の在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）であって、雇用保険被保険者であるものについては、実技試験の手数料は次のとおりとする。

全職種 3,100円

なお、上記(㉔)及び(㉔)に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和4年5月31日（火曜日）以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検定職種（作業）	実施期日
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業） ※3級の等級の職種が対象	令和4年7月10日 （日曜日）
造園（造園工事作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施	令和4年8月21日 （日曜日）

工作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業） ※3級以外の等級の職種が対象	
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業） ※3級以外の等級の職種が対象	令和4年8月28日 （日曜日）
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業） ※3級以外の等級の職種が対象	令和4年9月4日 （日曜日）

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

※令和4年度技能検定試験（前期）（実技試験及び学科試験）は、今後の新型コロナウイルス感染症を巡る状況によっては中止又は延期となる場合がある。その場合は、受検手数料は返還する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 本人確認書類の写し

次の(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。ただし、氏名及び生年月日が確認できるものに限る。

(ア) 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。）、日本パスポート（写真欄）、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書

- (イ) 特別永住者証明書
- (ウ) 健康保険被保険者証
- (エ) 生徒手帳又は学生証
- (オ) 在留カード
- (カ) 外国パスポート (写真欄と日本国査証欄)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会
宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

(3) 受付期間

令和 4 年 4 月 4 日 (月曜日) から令和 4 年 4 月 15 日 (金曜日) まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。

イ 本人確認書類の写しを申請書裏面貼付欄に貼り付けること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。

5 手数料の納付方法等

(1) 実技試験の手数料の額 (18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は 3(1)ウ(イ)から(ウ)までに掲げる額) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) の領収証を申請書に添えて提出すること。

(2) 手数料は、銀行振込により納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3 級については令和 4 年 8 月 26 日 (金曜日) に、その他については令和 4 年 9 月 30 日 (金曜日) に県庁本館前掲示板及び県庁ホームページに掲示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1 級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から、1 級の技能検定の合格者には 1 級技能士章を、2 級の技能検定の合格者には 2 級技能士章を、3 級の技能検定の合格者には 3 級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働

政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 46 条第 2 項の規定により、令和 4 年度技能検定試験 (随時実施 2 級) を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種 (作業)

さく井 (パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造 (靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、プラスチック成形 (射出成形作業、インフレーション成形作業)、パン製造 (パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熟熱縁施工 (保温保冷工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)

2 実施等級等

1 に掲げる職種の実施等級は 2 級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施 2 級の技能検定を受検できる者は、1 に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令 (平成 29 年厚生労働省令第 57 号) 第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則 (昭和 44 年労働省令第 24 号) 第 61 条第 1 項の基礎 1 級若しくは基礎 2 級の技能検定及び当該検定職種に係る 3 級の実技試験に合格した者とする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和 4 年 4 月 1 日 (金曜日) から令和 5 年 3

月31日(金曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、令和4年4月1日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和4年4月1日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(18,200円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて提出すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

実技試験又は学科試験の合否通知

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における2級技能検定と随時実施における2級技能検定は、同等のものであるが、随時実施2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施2級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和4年度技能検定試験(随時実施3級)を次のとおり実施する。

令和4年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工作業、ロータリー式さく井工作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工作業)、防水施工(シーリング防水工作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工作業、カーペット系床仕上げ工作業、鋼製下地工作業、ボード仕上げ工作業)、熱絶縁施工(保温保冷工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は3級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施3級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者とする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和4年4月1日（金曜日）から令和5年3月31日（金曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、令和4年4月1日（金曜日）から令和5年3月31日（金曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和4年4月1日（金曜日）から令和5年3月31日（金曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて提出すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和4年度技能検定試験（基礎級）を次のとおり実施する。

令和4年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種（作業）

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コン

クリート圧送施工(コンクリート圧送工事業)、防水施工(シーリング防水工事業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事業、カーペット系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業、ボード仕上げ工事業)、熱絶縁施工(保温保冷工事業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は基礎級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和4年4月1日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、令和4年4月1日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和4年4月1日(金曜日)から令和5年3月31日(金曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(18,200円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて提出すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 手数料の納付後は、申請をしなかった場合、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、基礎級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和4年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
南日本くみあい飼料株式会社 日向市	同左	宮崎ビッグリー Bクランプル	令和3年10月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
南日本くみあい飼料株式会社 日向市	同左	宮崎JAチキン 仕上げCM	令和3年10月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社科学飼料研究所 日向市	同左	ピグラッシュ1	令和3年10月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

株式会社科学飼料研究所 日向市	同左	ビグラッシュ 2	令和 3 年 10 月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社しろはとファーム 都城市	同左	甘藷ミール	令和 3 年 12 月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
都城運輸株式会社 都城市	同左	ナニワランチ高野 新後期 1 号基礎配合	令和 3 年 12 月	栄養成分—水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（道路管理）
- 2 作業地域
宮崎県の一部
- 3 作業終了日
令和 4 年 2 月 28 日

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 4 年 3 月 24 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第 2 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類等) 第10条 [略]	(特殊勤務手当の種類等) 第10条 [略]
2 前項に規定する精神医療業務手当は、別表第 8 の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる職員が精神医療の業務に従事したとき、従事した 1 日につき同表の手当額を支給する。	<u>2 前項に規定する深夜看護手当は、医療職給料表（三）の適用を受ける職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護の業務に従事したときに支給する。</u>
<u>3・4 [略]</u>	<u>3 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>
<u>5 専門看護手当は、管理者が指定する専門看護師又は認定看護師</u>	<u>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800 円</u>
	<u>(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額</u>
	<u>ア 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合 3,300 円</u>
	<u>イ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 2,900 円</u>
	<u>ウ 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,000 円</u>
	<u>4 第 1 項に規定する精神医療業務手当は、別表第 8 の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる職員が精神医療の業務に従事したとき、従事した 1 日につき同表の手当額を支給する。</u>
	<u>5・6 [略]</u>
	<u>7 第 1 項に規定する専門看護手当は、管理者が指定する専門看護</u>

として認定されている職員が、その認定されている分野に関する業務、研究又は指導に従事したとき、従事日数に応じて支給する。

6 [略]

7 特別診療手当は、院長及び副院長が正規の勤務時間外において、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務に従事したときに支給し、その額は、1時間につき 2,000円とする。

8 [略]

師又は認定看護師として認定されている職員が、その認定されている分野に関する業務、研究又は指導に従事したとき、従事日数に応じて支給する。

8 [略]

9 第1項に規定する特別診療手当は、院長及び副院長が正規の勤務時間外において、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務に従事したときに支給し、その額は、1時間につき 2,000円とする。

10 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始した勤務から適用し、施行日前に開始した勤務については、なお従前の例による。

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年3月24日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年宮崎県病院局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(給与条例等の改正があった場合の取扱い)				(給与条例等の改正があった場合の取扱い)			
第11条 給与条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）が改正された場合における会計年度任用職員の給与（ <u>期末手当を除く。</u> ）の改定の取扱いについては、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者の例による。				第11条 給与条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）が改正された場合における会計年度任用職員の給与の改定の取扱いについては、 <u>会計年度任用職員給与条例</u> の適用を受ける者の例による。			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
職務	給料表	職務の級	号給	職務	給料表	職務の級	号給
医療職補助業務（甲）	[略]		<u>1号給</u>	医療職補助業務（甲）	[略]		<u>5号給</u>
医療職補助業務（乙）			<u>9号給</u>	医療職補助業務（乙）			<u>13号給</u>
[略]				[略]			
医療職給料表（二）（甲）	[略]		<u>3号給</u>	医療職給料表（二）（甲）	[略]		<u>7号給</u>
医療職給料表（二）（乙）			<u>9号給</u>	医療職給料表（二）（乙）			<u>13号給</u>
医療職給料表（二）（丙）			<u>13号給</u>	医療職給料表（二）（丙）			<u>17号給</u>
医療職給料表（二）（丁）			<u>27号給</u>	医療職給料表（二）（丁）			<u>31号給</u>
[略]				[略]			

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

--	--